

議案第42号

新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例及び新居浜市市民プール設置  
及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例及び新居浜市市民プール設置及び管理条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例及び新居浜市市民プール設置  
及び管理条例の一部を改正する条例

(新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例(平成15年条例第13号)の一  
部を次のように改正する。

第2条の表中

「

新居浜市別子山甲345番地

」を

「

新居浜市別子山甲345番地の1

」に改める。

(新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市市民プール設置及び管理条例(昭和47年条例第9号)の一部を次の

ように改正する。

第1条の表中

「

新居浜市別子山甲335番地の1

」を

「

新居浜市別子山甲333番地の1

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国土調査の成果等に伴い、新居浜市別子山ふるさと館及び新居浜市別子山市民プールの位置についての規定を整備するため、本案を提出する。